

であります。

○受田委員 人事というものは、官房でやるのが都合がいい、しかし、公労法の適用を受ける者、それから給与特例法の対象となる者がたくさんその人数を占める郵政省においては、そういう立場の人々に対する人事局というものを特に設ける、こういう趣旨です。

○武田政府委員 さようでございます。

○受田委員 人事に関して官房でやる、これはちよつと行管の方にお聞きしなければならぬが、官房でやるとすれば、その官房へ残る人事の当面の責任者はだれになるわけですか。

○武田政府委員 お答えいたします。官房長でございます。

○受田委員 そうすると、官房長の扱う人事と、それから人事局長の扱う人事と、郵政省の人事系統が二つに分けられるわけですね。

○武田政府委員 さようでございます。

○受田委員 局を設けられるような、非常に大きな改革をされようとする段階で、ほかの省には局はないわけですから、せつかく人事局を設けられる以上は、官房へ一部の職員の職階、給与、任免等の人事を残すよりは、人事局で一括処理するという方が——これはほかの省にないのですから、官房へ残す人事の一部というものは必要のないじゃないか。人事局という他省に例を見ないような大きな改革をされようという段階では、官房へ人事の一部を残すという必要があるのをごさいますか。これは大臣、あなたは両方へまたがる最高人事の責任者でございます。

ますので、あなたの御意思を伺っておきたいと思ひます。

○手島国務大臣 すわったままです。

○永山委員長 すわったままで一つお許し下さい。

○受田委員 どうぞ。

○手島国務大臣 お話しの通り、できれば一本にした方がいいと思ひますが、百三十名かの上級の人事は、むしろ、人事の任命とかそういうことが主体になっておりまして、あとの二十数万の人事とはややその重点が異なっておりますと思ひます。人事局のやりまは、人事の任命のほかに、要員関係とか福利施設とか、そういう一括した仕事が多いため、人事局を置いたのでありますから、高級の人事は、適材適所に任ぜば人を任命するということが中心になっておりますので、それだけを分けた方が実際上いいのじゃないか。議論としてはあなたのおっしゃる点も出て参りますが、その方が適当でないかというふうな考えからこういうふうに分けたのであります。

○受田委員 私は、この人事局を設けられることについて、そこに一つの疑義があるわけなんです。高級人事ということでございますが、高級人事の対象となる百三十七名の内訳をさらに一つ御説明願ひます。

○受田政府委員 百三十七名は、本省から申しますと、事務次官、局長及びその相当職、それから官房の部長、次長、審議官、課長及びその相当職、地方郵政局、監察局、電波監理局の局長及び次長、それから電波研究所の所長、次長、以上百三十七名を予定して

おります。

○受田委員 中央でいえば課長以上、地方でいえば部長以上、こういう人事について、人事院との関係もあるわけですね。一応郵政省が人事を行なわれる場合に、人事院とどういふ交渉をしてきめておられるか。これは一般職の職員の俸給、人事について人事院がある程度タッチしてはいるはずですが、そのところを一つ御説明願ひます。

○武田政府委員 職務の級とその格づけ等につきまして、人事院の承認を受けております。

○受田委員 その承認事項は官房へ残っている人事だけで、人事局の対象になる人には関係がないわけですね。そういうことでしょうか。

○武田政府委員 さようであります。

○受田委員 そういふ都合も考慮して官房に残すということが、理由の一つにあるかどうか、これもお聞きしておきたいのです。

○武田政府委員 人事局を独立させますいろいろな理由の中の一つには、仰せのようなこともございます。

○受田委員 私は、行管に聞きたい点もあるわけですが、行管に聞く前に、郵政省として、官房へ高級人事だけは残しておく、それから人事局の取り扱う人事の中で、だんだんと今度官房の人事へ移行する相談などは適当に官房長と人事局長がする、こういう行き方で郵政省の全体的な人事をなさるより

は、人事局長に全責任を持たすという方が、私は筋が通ると思ひます。なぜ官房へ一部の高級人事を残しておくなければならぬか。もう官房は官房で、大臣官房としての任務は別の方に

あるわけなので、人事ははつきり

りと、少なくとも部を局に昇格するという法律案を出されておる以上は、人事局長に全責任を持たすという方が、その間の連絡調整などしなくても、人事局長によつて一括処理されるという妙味があるのではないのでしょうか。

○武田政府委員 御案内のように、官房に置きますと、常に大臣、政務次官、事務次官と緊密に連絡をとりまして、いろいろな方針をきめられますし、そういうような観点から、官房に残した方がいい、こういうふうに考え

たわけでございます。

○受田委員 大臣と連絡をとるのは、人事局長であつてもできるもので、人事局長もそういう連絡をとるのに都合の悪い局長であるなら、局長の名前をもつただけで、局長としては意味をなさぬ。やはり局長ということになれば、部から局に昇格した以上は、大臣に連絡するのにも都合のいい地位になつてゐる。そういうところを人事局長にある程度の職権を与えておかないと、人事局長の所管事項の中で高級人事は自分の職権の外だということになつてくれたのでは、郵政省内部の人事行政は、まだ大臣の側近の官房長に握られておるのだという一つの問題点が除去できない。他の省にない大きな改革をされようという段階で、ことさらに官房へ高級人事の一部を残される必要があるのかどうか、どうもこの間から疑義を感じてゐるのです。ほかの省にないわけなのです。防衛庁に一つ人事局というのがありますけれども、防衛庁の人事局は人事の全体を、高級人事を含む人事を一括して握つております。そして各陸海空の幕僚部の人

事はそれぞれの部の人事部にしておるけれども、人事局は総合的に人事を握つております。それと比較しても、官房人事と人事局人事と分離することはいくらも適切でないという印象を受けます。もう議論が並行することになれば問題でありますけれども、御考慮の余地があるならば、この問題は今後他の省に——ちよつと性格が違ふから、こういう例はあまり起こらないと思ひますけれども、人事局をおつくりになるこの機会に、そうした人事の問題を責任の衝にある人が両方を十分並べて検討しながら人事をさせる方が、どこかに人事面における官房の独裁的な要素があるような形でなくやらせる方が、非常にスムーズな人事ができてけつこうじゃないかと思ひます。十分御研究された結果であらうと思ひますけれども……

行管の方から見たのですか。私は、行管がこれをお認めになつた際に、どういふ御意思でお認めになつたかの関係を明らかにしておけば、人事院勧告を中心の質問に早く入りたのでござい

ますから、質問を終わらせていただきますが、非常に大事な問題点の一つここに残つております。

管理局長から見たら、お尋ねを続けますが、行政管理局として、今回の郵政省設置法の改正に一応の承認を与えられたその理由についてお尋ねしたい点があるわけですね。

他省に例のない人事局をここに認め

めになつた行管としては、人事局の必要性がどこにあるかということ、それが第一点。

第二点は、人事局の職権というものは、単に一般職の給与の法律の対象に

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

なる職員だけであつて、給与特例法の対象になる職員は官房へ残されてゐる。郵政省の人事が二本立てになつてゐるが、これはどういふ理由で行管はお認めになつたのか、その御答弁をお願いします。

○山口政府委員 人事局設置の件につきましては、根本的には、最近における郵政事業が非常に量質ともにふえてきておる。しかも、これは今後国力の伸展に伴ひましてますますそういう傾向にあるという状況でございますので、この際、それに関係した部局の設置をまず認めたわけであります。さらに、特に郵政省におきましては二十数方に上る現業の職員をかかえておる。これらの職員に対しまして、労働関係その他の事務がかなり膨大になつてきております。これらを円滑に、また適正に処理いたすためには、独立の部局を持ち、その責任者の責任においてある程度事務を処理することが望ましい、かように考えまして、人事局の設置を必要と認め、機構の改正につきまして同意をいたしましたわけであります。

なお、職員の人事の問題につきましては、官房と人事局と二本立てになつておる件につきましては、官房の人事は、庁内の一部の局、課長クラスの人事でございまして、この範囲の人事につきましては、省全体の統制、また省務全体の運行の責任を持ってあります官房といたしましては、その程度の人事を掌握することは最小限度必要ではないか、かように考えまして、特にその部分の人事だけを官房に残し、それ以外の全般的の人事、特に現業を中心とした根幹をなす人事につきましては、

一括してこれを新設の人事局に移そう、かような考えであります。

○受田委員 大臣官房に残される人事について、所管課長というものは残されるのですか。人事局が人事局へ移管すると、あとの人事の担当者はだれになるのですか。

○武田政府委員 官房の秘書課で所管させることにしております。

○受田委員 そうすると、事務処理の責任者は最終的には官房長であり、当面の処理者は秘書課長ということですか。

○武田政府委員 さようでございませう。

○受田委員 ここで秘書課というものが、高級人事について初めて実権を握るわけですね。これは新しい権限が付与されたわけですね。

○武田政府委員 新しく所掌になりました。

○受田委員 そうしますと、秘書課は高級人事について立案をし、その実施についてはいろいろな結論を出していくという、非常に重要なポストになるわけですが、新しい人事についての職員を置くわけですか。

○武田政府委員 仕事の量から参りまして、あるいは人事の係を設けて、いろいろと記録の整理、資料の収集等をさせなければならぬかと考えております。

○受田委員 そうすると、専任の人事係長というものを、そういう名称で置くわけですか。

○武田政府委員 はつきり人事係長という名称にいたしますか、詳細まだきめておりませんけれども、大体そういう方向になると思ひます。

○受田委員 勤務評定とか、その他いろいろ大事な仕事があるわけですね。そういう関係で、一人ぐらゐの人間では、とてもこういう高級人事でありまして、なかなか成案は得られないと思ひます。従つて、係をはつきり人事係長なら人事係長というものを置くと同時に、全体として高級人事を見る目がなければいけない。従つて、秘書課の一部でそういうことをやるより、やはり人事局が全体をながめていく方が、私はそつがなくていいと思ひますが、どうも危険性を感ずる。人事局が所管をしておる職員の中から、だれを本省の課長にし、地方の部長にするかというような段階になつてくると、これはやはり人事局長が全体をにらんで結論を出す方が背筋に当たつておる。秘書課からお目付していくよりは、もっと広い範囲で人間を見る目があるわけですから、人事局にそうした全面的な人事を所掌させる方が、筋は通つておる。ただ、これを任免される際は大臣がやられるのですから、そのときは官房長が当然相談にあずかるということ、高級人事ですけれども、これは、立案をしてその成案をつくる仕事は、人事局長にさせた方がどうも妙味があると思ひますが、管理局長、いかがでしょうか。

○山口政府委員 ただいま官房長から人事処理の系統についてお話がございましたが、大体各省とも、名称は多少違ひますが、同じような系統で処理いたしておると思ひます。ただし、特に重要な人事につきましては、当然大臣が任命されるものでございまして、秘書課長あるいは官房長はその事務には参画いたしますが、人事自体の内容につきましては、大臣の御意思によりまして終局的にはきまるものでございませう。従つて、それを扱う部局が決して初めからきめてやつていくものではないと思ひます。従つて、特に高級人事につきましては、事務は官房でいたしまして、人事そのものは大臣がなさるわけでございませう。私は差しつかえないと思ひます。

○受田委員 手島さん、あなたが最終的な任免権を行使される際に、官房長に高級人事をさせる方が都合がいいか、給与特例法の対象となる職員も一職の対象となる職員もみんな一括した立場で、専門的な検討を加えて人事局長が案を出して、そして官房長にもちよつと意見を聞いて、あなたが決済をするという行き方の方がいいか。給与特例法の対象となる高級人事は、人事局長にはなつて、官房長が全体の各省をにらんでやるという二本立の方か、あなたは便利がいいのですか。大臣の御判断ですが……。

○手島国務大臣 従来とも郵政省は非常にたくさんの方がおられますので、上級の者は大臣なり次官なりそういうところで実際上はきめておられて、下の方の人事は一通だれをしなければならぬというところには実際上は手が届かないのであります。今度も上級の者はやはり大臣、次官が中心になつてきまして、その系統を官房長なりあるいは秘書課長なりというものにやらせておるというふうな行き方が、実際には合つておるのじやないか、そういうふうな考へておられます。

○受田委員 これ以上は質問しませう。人事行政面において人事局を設けられるという立場では、やはり人事局に権威を持たなければならぬ。労働争議とか、その他いろいろな組合との折衝などをさせておる民間会社の労働部長とか、労働部長とか、あるいは人事部長とかいふ立場の人々、大体は人事局でそういう高級人事にも当然タッチしておるのです。そういうことを考へていくと、人事担当者の権限というものにもつと自信と勇気を持たせる必要があると思ひます。高級人事はおれたちの所管じゃない、末端人事だけがおれたちの所管だということでは、人事局ができたのでは、人事局そのものも、お仕事をなさるのに非常に不満足な立場で、御自身の人事局長そのもののポストも、常に官房長によつて支配されるというふうなこともなるわけですから、何か一つ自信と勇気を与え、職制というものををはつきりして、必要がないかと私は思ひます。今度他省に例のないかある変革をなさろうとする際には、はつきりした権限を局長にお与へになつた方がいいという気持ちを私は強く持つてゐるわけです。

○田口(誠)委員 関連して、受田委員の方から質問されておる、官房長の人事の取り扱う権限と、局長の取り扱う権限とを私検討してみます、こういう人事管理方式はどこにあるのかどうかというのをまず聞きたい、私はないと思ひます。例を申し上げますと、地方の局におられる職員が省の方へ昇格されるような場合には、当然地方の局の人事担当の方と局長が相談されて、そして本省の担当者と連携をとりつつ、人事の昇格というものはやられるわけですね。ところが、本省において官房長が高級人事だけつかんでお

て、その他の職員の仕事は局長がつか
んでおる。こういうことになりま
す。省内におけるところの抜擢の場
合のようなきを考へてみますと、そ
れは人事院というのには別あります
けれども、なかなか各省をそんなに
な面に入つてまでにらんで把握し
ておることはできないと思ふ。それ
で、今のようなきを考へて、担当さ
れることになりまふと、そうした人
事をする場合に、最も公平で適切な
人事はできないと思ふ。人事の管理
方式というの、どこの国でどうい
う方式を考へられるかわかりませ
んけれども、やはり上から下まで一
体になつた方式をとらなければ人事
の管理といふものはできないわけ
なんです。これはいろいろ理屈を言
つてみたつて、これは直接そうい
う方面の担当者ではないけれども、
組合の中で私らは本社から支店ま
での人事を一貫して見ておつて、公
平であるとかないとかというので、
賛成、反対といふ意思表示をして
おるので、この人事担当に來ても
私らもいつてもいいわけなんです。
それから、この人事管理といふのは
相対的なもので、いろいろな面で
研究してみたら、今の御提案にな
つたような方式でやられた場合に
は、必ずそこに支障を來たすもの
があると思ふ。ところが、このよう
な点に對してどういふように御検討
されたのかといふこと、それからど
こかの國にこういう方式をとつて
おると、それがあつたかといふこ
と、それから私が今申し上げてお
るような臨路も十分に検討された
かどうかといふことを、ここで明
確にしたい。工合が

悪いと思ふので、これだけ関連し
て質問を申し上げたいと思ふ。
○武田政府委員 お答えいたします。
第一点の他の例というお尋ねでござ
います。私も承知しております。こ
ころでは、防衛庁と、それから公
社と、たとえば日本電信電話公
社といふところが、こういう形を
とつておる。承知しております。

それから第二点の運用の面でござ
います。先ほど大臣から答弁があ
りましたように、従来とも今回の
官房で予定しておりますところの
官房の人事は、大臣が直接次官等
と相談されまして、最終的にき
め、こういふ人事でございまして、
所管は官房長が責任者になります
けれども、人事の運用は官房長も
参画してきめておるわけございま
す。

それから、その他一般の關係でござ
います。繰り返して申し上げます
ように、非常に大きな人員を擁し
ております。当省といひまして、大
きな人事政策、また要員対策、そ
れからまたその養成、その福利厚
生も含めまして、大きな意味の人事
管理をやつていかなければなら
ない。その方は、一貫した政策で
ございまして、人事局の所掌いた
します人事から官房の所掌いたし
ます人事は、十分連絡をとりまし
て、そして人事局から他方面にわた
つた資料その他も出してもらつて、
その人材を把握できるように、また、
大臣が常に正確な人事に関する
資料を把握できるように、こうい
ふ運用を誤らないようにしたい。

こういふように考へておる次第で
ございまして、第三点の外國の例
でございまして、正確なことをお
答え申し上げます。正しく合
せておる。承知しております。

○田口(誠)委員 防衛庁の關係は、こ
れは官房長の権限の範囲といふもの
は、各省の官房長とちよつと違つた
面がある。防衛庁の關係は、あ
まり見習つてはいけないと思ふ
のですが、電電公社の場合、こ
れを部分的にとつて電電公社に
もあつたと言つてもいいけれども、
上から下までの一貫した人事管理
の機構といふのは、郵政省の
実態とは違つておる。だから、
局を設けるといふことになれば、
やはりずつと地方の局まで関連
したものが検討されなければなら
ない。これは、官房長の手に事務
量がふたから、今までの部を局に
昇格するといふことは、局長が
権限をふるふといふことは、こ
れは他の省にならうと言つても
いいけれども、電電公社の場合
は、その部分だけはそれは同じ
になる。これは、一貫したものが
違つておる。こういう点を十分
に検討されたのかどうか。私は、
私自身が、人事管理の關係は、
まあ通といふと非常に恐縮で
ございまして、ある程度、その
方面のなには自信を持つておる
つもりです。私は、特に関連して
質問しております。電電公社の
場合、例にとつては、電電公社の
場合は、一貫して全部違います。同
じじゃないのだから、そういうこ
とを十分に検討されたかどうか
といふこと、今先生仰せの通り、
今回人事局を新たに独立させま
すにつ

きましては、いろいろと各省、各
公社それぞれ違つた形をとつて
おります。で、そういうことも研
究いたしまして、當省としては、
今のところこれが最善じゃない
か、こういうふうな考へて立案
した次第でございまして、○受
田委員 人事管理に關する質問
は、そこでおきましよう。私、こ
れ以上追及申し上げることを遠慮
します。

いま一つ、どういふものをお尋
ねしたい。今度の改正の問題点
の第二の、電波監理局の中に三
つの部を設ける、それに関連して
改正点の二、第十四号中といふ
この改正点です。「電波の利用に
關する研究及び調査を部外に委
託する」と書いてありますが、現
在どういふことがお仕事を中
で委託されておるのか、実態を
お示し願ひたい。○吉澤説明員
これは新たに挿入したわけでは
ございません。今までのところ、
現在までこういう部外に委託
していることはやめておらない
わけであり

○受田委員 「調査をし、又はこれ
を部外に研究機關に委託する」と
いう規定があります。従来規定で
やられたことはないわけですか。
○吉澤説明員 今までの具体的な
事例は、ありません。

○受田委員 そうすると、せっかく
部外委託の規定が従来法規にあ
るのに、何ら意味をなさぬもので
あれば、これは実情にそぐわない
規定である。むしろ削除した方が
いいのじゃないですか。郵政省
が自信を持つてやらないで、部
外に委託しない。郵政省が自信
を持つてやらないで、部外に委
託しない。郵政省が自信を持つて
やらないで、部外に委託しない。
でも、いいのですから、いかが
ですか。

○武田政府委員 この条文は十四
と四の二にしたいとして、そし
て新たに調査をし、これを委託
すると、こゝう改めたわけでは
ありません。従来いろいろ予算
の關係その他もございまして、
この活用があるいは少なかつた
うらみもございまして、今後
こういふ事項は活用していきたい
、こゝう考へております。

○受田委員 委託するといふこと
になります。どういふものを委
託するのが適切であるかと郵政
省はにらんでおられるのですか。
委託の対象になるのはどうい
ふものですか。――御研究に
なる問題点を提供し、今度のボ
スを開発に關係するのですが、
郵政省の電波研究所が非常に功
績を上げておる。こういうとき
に、電波研究所のお仕事、すな
わち、電波の研究に關する研究
及び調査ですから、電波研究所
の所管になることだと思ふ。こ
れが他の、たとえば防衛庁にこ
ういふ機關があるならば、その
防衛庁にこゝういふ宇宙の電波
を傍受するといふような仕事を
頼むとかいふような具体的な
場合が考へられておるのか。郵
政省だけの機構ではなくして、
電波の利用、調査に關して他
のお役所に類似のものがある
ならば、それを利用する意味が
どうか、そういうことを考へ
ておるわけですか。

○武田政府委員 たいだいま御
指摘の宇宙通信關係につきましては、
まだ明確でございせんけれども、
今のところ、技術關係の方は、
それぞれまた技術分野で、縦横
の連絡もございまして、そう
いふことも考へられるかと思
ひます。

○受田委員 郵政省が宇宙開発に非常な貢献をしているわけですが、日本は、日本の国として、今各省ともまだ本格的に宇宙開発に取組んでいない。科学技術庁でも付属機関としての研究所というものはほとんどないのです。この宇宙開発については、郵政省がただ一つ電波研究所を持ってある。あるいはロケットは東大の研究所があるくらいのもので、郵政省としては、この問題を郵外に委託するということは、非常にこれは郵政省だけでは過重負担というような場合を予定されておるようです。この条文では、それをわざわざ今度の改正点の中にも一項ほど取り上げてお出しになっているわけですが、これはやはり郵政省は責任省として、宇宙開発の問題等と関連した総合的なことは郵政省のなわ張りであることを考えないで、これはどこの省でやっていた方がいいか、これはどこの省でやっていた方がいいか、これを報告して、宇宙開発の関係を電波利用調査の方は、一つ科学技術に研究所を独立して設けさせたらどうか。なわ張り根性をやめて閣議で発言されて、一つ科学技術にしっかりと馬力をつけて上げるような、そういう御努力も大臣としてされていいと思います。郵政省の過重負担事項を郵外に委託するという規定が、厳として条文の中に出てくるのですから、大臣、あなたの心がまえを一つ伺いたい。

○手島国務大臣 お話しの通りでありまして、郵政省の管轄で全部ものをやり通すということが困難な場合もありまして、新しい問題でありますから、総力をあげて国として研究しなければならぬものが多いと思いますので、決してなわ張り根性で抱きかかえていくというようなことは考えておりません。

○受田委員 「郵外」とあるのは、郵政省の所管外で他の省という意味かどうか、民間ということも含めた意味かどうかというところを一つ。

○武田政府委員 ここで使っております「郵外」という意味は、郵政省以外の官民を問わない範囲でございます。○受田委員 せっかく今度の改正点にもこれを取り上げられておる。それを閣議において、郵外ではどこを重点に置くか、特に科学技術庁を中心として置かうか、この点を研究せよという発言、あるいは国立大学の研究所等は非常に大事なところだし、都合によれば防衛庁の施設を平和利用するというような発言、郵政大臣、あなたから元氣を出して、国策としてこれを提案していただきたいのです。よろしゅうございますか。

○手島国務大臣 わかりました。機会がありましたら、お話しするような点について発言をしたいと思います。○受田委員 私の質問はこれで終わります。

○永山委員長 これにて質疑は終了いたしました。

○永山委員長 これより郵政省設置法の一部を改正する法律案について討論に入ります。

○山内委員 私は、ただいま議題となっており、郵政省設置法の一部を改正する法律案に対し、日本社会党を代表いたしました。これに反対する理由を明らかにしたいと存じます。わが党が本案に反対する理由は、端的に述べますれば、この法律案は、人事局の設置、電波監理局に部制を設けること、臨時放送関係法制調査会の設置及び定員の改正の四つの項目を内容としておるのでありますが、そのうち真に改正の必要の認められますのは、最後の項目である定員の改正のみでありまして、他の三項目は、必ずしも早急に改正の必要が認められないのであります。

まず、人事局の設置であります。郵政省の人事行政担当機関としては、現に大臣官房に人事局があり、二百九人という郵務局や経理局よりも多い定員を擁して、その実態は、全く局と何ら変わらない組織を持つておるのであります。これをことさらに局とする理由は、はなはだ薄弱であるばかりでなく、人事局の設置に伴って、一般職員の仕事は人事局で、上級職員の仕事は官房で別途管理することとなるのであります。すなわち、おおよそ人事行政の仕事は、上下を通じて脈絡一貫した仕事であり、このように別々の部局で分掌することは、いろいろの面において支障を生ずるものと思われるのであります。従いまして郵政省の人事管理は現在の機構のままでよいのでありまして、人事局を人事局に昇格するといふことは、いって言うならば、人事管理の陣容を充実して、郵政職員の労働強化をはかるとする意図に出たものと見るよりは、かたに解釈のしようがないのであります。

次に、電波監理局に放送部、無線通信部、監視部の三部を設けることも、現在の次長二名及び監視長という制度に比較いたしまして、はたしてどれだけの改善が期待されるのでありましょいか、疑問と言わなければなりません。改正案によりますれば、電波監理局の組織は、この三部のほか、総務課、経理課、技術調査課、法規課、周波数課の五課が局長直屬となるのであります。局長制がなくなると、局長は直接この五課と三部を統轄することとなり、局長の負担が従来より過重になるおそれがあります。電波監理局長は諸政策の企画立案に当たるほか、テレゼ、ラジオの免許関係の陳情等相当多忙な仕事とされるのであります。これを補佐する次長を欠いて、うまくやっていると云うか、疑問と言わなければなりません。

さらに、臨時放送関係法制調査会の設置であります。確かに電波法、放送法を通じて、放送関係の法令は再検討を要する時期にきており、これがための調査を行なうことは、郵政省の当然なすべき仕事であることは、疑いのないところでありまして、また、この調査にあたって官僚の独善に陥らないよう、部外の学識経験者を加え、その意見を反映せしめることも適切な措置でありましかども、従来のやり方を見ても、このように諮問機関は外見をつくらうための形式的なものであり、実質は官僚の握るところとなることが多いのであります。調査会をして真に権威あらしめるためには、調査会自体が改正法案を企画立案し得るくらいの実力を備えなければなりません。

○永山委員長 次は、公務員の給与問題に関する件について調査を進めます。

○永山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○永山委員長 御異議ありませんか。

○永山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○永山委員長 御異議ありませんか。

○永山委員長 御異議ありませんか。

○永山委員長 御異議ありませんか。

○永山委員長 御異議ありませんか。

○永山委員長 御異議ありませんか。

質疑の申し出がありますので、これを許します。石山權作君。

○石山委員 給与担当大臣に御質問いたしたいと思ひます。

給与の問題につきまして、いろいろこれから実施なさるまでお話し合いをしなければならぬわけですが、大臣が御就任なさったとき、某新聞の紹介欄に、大臣は、かつて戦時中か戦前か、よくそこら辺はわかりませんが、よく給与の問題をば取り扱った経験があるというように書いていたと思うのです。そういうふうな給与問題を一応やられた経歴をお持ちになつておられると、数字の問題なんかも出して話が割合にスムーズに進むだろう。あまり御経験のないところにやたらに数字を出すとお互いに話がこんがらかつて、うまくいかぬということになる場合もあるわけでございますから、そういう意味で、御自分の経歴を話すというとなんだろうと思ひますけれども、給与については私は理解を持っています。経験を持つてゐるというふうなことを申されるのかどうか、そこを一つお聞きしておきたいと思ひます。

○大橋國務大臣 石山さんの御質問にお答えをいたします。前に、給与担当大臣を仰せつかりましたにつきまして、委員会の皆さんにごあいさつを申し上げることをお許しただきたいと思ひます。

過般の内閣改造にあたりまして、労働大臣に兼ねまして、給与その他の公務員制度に関する事務を担当することを命ぜられました。給与及び公務員制度の問題は、その内容が広範かつ複雑であるばかりでなく、慎重を要する重要な問題を含んでおりますが、全力を

あけて職責を果たし得るよう努力いたす所存でございます。

当委員会の先生方には格別のお世話になることが多いと存じますので、何とぞよろしく御指導、御鞭撻のほどを切にお願い申し上げます次第でございます。(拍手)

ただいま御質問がございましたが、御質問の内容は、過去に給与問題について経験があるかどうかということでございます。給与問題は、戦争前に厚生省の労働局の賃金課長を三年ばかり勤めたことがございます。そういう点から、給与並びに賃金問題につきましては、幾らか心得があるかと存じます。が、しかし、何と申しまして、現時は労働組合もございせんし、戦争直前のこともございせんしたので、現在とは非常に事情が違つております。従いまして、その経験がはたして今日どれほどの役に立つか、まことに心もとない次第でございます。何とぞ一つ格別の御指導をいただきたいと存じます。

○石山委員 大臣は私が初めてだと思ひましたら、当委員会に対しても初めてで、そうして就任のごあいさつをなされたが、当委員会として、過去に賃金とか給与等に関係のある大臣をお迎えしたことは、ある意味ではお喜び申し上げてもよろしいと思ひます。しかし、聞きますところ、大臣のおやりになつた過去の問題は、何か賃金統制令のようなことをおやりになつたというので、私は、経歴——これは一行しか書いてないのですが、そういう経歴の持ち主でもあるというふううに聞いておりますが、それではち

よつと今の賃金問題とはかなり問題点の置き方が違つたろうし、もちろん、それは時代の流れによつてそれぞれ違ふのですから、よろしいと思ひますけれども、くしくも今賃金問題全般を論ずる人は、労働省を主体にして、この前の国会に社会党の反対を押し切つて賃金部が設定されたわけですが、そこから辺を中心にして、いわゆる景気の中だるみと申しますか、不景気を前提に控えて、おそろくある種の間接的な賃金の統制を行なうようなものもろがひそかになされてゐる。最近ではひそかになされてゐるのではなくして、新聞等にも発表する段階にまでなつてきているようにございまして、そういう点については、私たちは、その問題については、あまりに一方的に自分たちの立場を擁護する考え方が強いのではないかと、日本の給与体系あるいは賃金というものは、まだそういうふうな一方的なものの考え方、不景気が来るから、賃金が上昇することによつて物価高を呼ぶからというふうな、そういう連鎖反応をすぐ呼ぶような体系にないのではないかと申してゐるわけですが、そういうことを言つておる。そういうふうな流れの中で大臣が労働大臣に就任をされ、しかも、公務員関係給与関係はば担当なされるということについては、何か意味がありやうな気もいたします。ある分野の方々は非常に期待をしてゐるのかもしれない。いづれにしても、そういう流れの中にあるというところだと思つて私は見てゐるのですが、労働大臣としては、こういうふうな見解は的を射ていないというふうにお答えなさるのでござい

ますか。

○大橋國務大臣 御質問の御趣旨は、何か賃金統制について労働省がもくろみをしてゐるのではないかと申す点であつたと思ひます。ございまして、なるほど今日賃金の問題につきましても、各方面からいろいろな意見が出ておることは事実でございます。しかしながら、現在の労働関係におきましては、賃金のきまり方は、労使の話し合いによつてきまるべきものでございまして、これについて政府がこれこれ統制をいたすというところは、最低賃金について政府が場合によつては権力的に行動する以外には、考えられないことだと思ひます。

御承知のごとく賃金問題にはベースの問題、それから賃金形態の問題、この二つの方面があると思ひます。この二つの方面があると思ひます。ございまして、賃金ベースの問題は、もとより申すまでもなく、最低賃金法により、まして政府が最低賃金を定める以外には、全くこれは労使の話し合いにまかせております。また、それが正しいと考へております。次に賃金の形態の問題でございまして、これは御承知の通り、今日経済の切りかえの時期にあたりまして、従来の年功序列型の賃金制度では、労働関係が行き詰まつてきておるのではないかと、従つていわゆる職能制を加味した賃金制度を採用することが必要ではないかという意向が、各方面から強く叫ばれておるわけでありまして、しかし、この点につきましても、私は、これはやはり労使の話し合いによつて現実的に考へるべきものだということを基本的な考へておるわけでございます。ただ、労使が話し合いをされまして、現行の賃金制度の利害得失、実績等について、何か参考

とすべき資料が労働省において得られるようなことがありたいと思ひましたらば、これは労働界のためにそういう資料を発表するということは、これは必要なことかもしれない。こう思ふのでもありますが、しかし、それはあくまでも労資が話し合いできめられる参考で供していただくという意味での発表でございまして、これによつて統制をするという考へは、ただいま毛頭持つておりません。

○石山委員 今労働省の考へになつてゐるのは、最低賃金の問題についていろいろ考へざるを得ないのだ、あるいは労使間に材料を提供する場合等も、これはサード・サービスとして考へなければならぬ、賃金そのものについては統制的な考へ方というものは考へておらぬ、これは労使の間柄で決定すべきことだ、その考へ方は大体私たちがよろしいと思ひます。賃金形態についても、これはいろいろといわれることだけれども、これも考へてみれば、労使双方のそのつどの企業の内容によつて、それぞれ便宜な方法、妥当と考へられる方法で解決すべき問題です。から、この問題もまた、私は、労働省があえてこの形態が正しいものだろうというふうな投げ出し方は、少しく無理があるのではないかと考へております。

で、きょうは大体十二時半ぐらいで打ち切るといふのでございまして、あまりこまかいことは今回は伏せまして、先ごろ十日に人事院が報告なさつた事柄について、政府がどのように考へになつてゐるかということをお聞きいただしておきたいと思ひます。特に私たちがここに考へられることは、

前の池田内閣のときでございましたが、このときには、人事院の勧告に対しては即座に、勧告は尊重するという大平官房長官の発言があったわけでございます。それが、先ほどの人事院勧告についての官房長官黒金さんの御意見は、政府は従来から勧告を尊重するという建前をとっているが、というふうに、ここでまた新しく、がと言つて問題を提起しております。その提起の仕方はいかういふことなんでしょう。公務員給与の改善は、広く国民経済全般と密接な関連を有する問題であるから——国民経済というふうな言葉を持ち出してきております。ですから、慎重に検討した上で結論を出したい、国民経済という問題を出してきて、広い場面においてこの問題を検討したい、この考え方は、担当大臣である大橋大臣にも伝わってきているのでございましょうが、この一年ばかりたつて、公務員の給与の人事院勧告に關して態度が変わつてきたということ、これは十分理解されての発言だと思ふわけですが、大橋大臣はどういうふうにかこれを受け取つて今問題を進めていられるか、御説明をいただきたいと思ひます。

○大橋國務大臣 勧告に際しての黒金官房長官の談話につきましては、私はただいまお述べになりましたような趣旨には受け取つておりません。私の受け取つた意味を申し上げさせていただきますと、人事院勧告に關しては、政府は、前回、前々回とも、勧告実施の時期はあるいは人事院の勧告の内容から多少ずれておつた点はあるといつたしましても、内容につきましてはは極力これを尊重いたしまして、実施いたして参つたことは御承知

の通りでございます。今回の人事院勧告につきましても、この考え方は根本的に変わるはずはないのでございまして、これは、人事院が、国家公務員の団体行動権を制限する代償として、国家公務員の利益を保護するという意味で設けられておる趣旨からいひまして、この勧告はどうしても尊重しなければならぬものだ、こう考えるわけなのでございまして。ただ、御承知の通り、この人事院の勧告を実施いたしますための給与の式き上げは、いつもこれが現実には労働組合の賃上げ闘争に利用をされて、いわゆる春闘の先がけのごとき働きをなしておるうちに一般に考えられておることは、否定できないと思ふのであります。しかしながら、本来人事院の勧告というものは、将来の一般の民間の賃上げの先がけをなすべきものではなかつて、これは今年の四月現在におきます国家公務員の給与ベースというものが、一般の民間の給与ベースに比べておくれおる、それを取り返すためにこれだけ引き上げなければならぬ、こういう趣旨でできておることは、勧告の中にはつきりそううたつてあるわけでありまして。しかし、こういうこまかいことが一般にはあまり十分に理解されず、ただ人事院の勧告は賃上げの先がけになつては困るのだというふうな空気を国民の一部に与え、また現実に、一般の賃上げ闘争も、そういうふうなこれを利用するやうな動きがあるわけなのでございまして。そういう意味で、私は、黒金官房長官が、この勧告の実施は国民経済という密接な関係があると述べられたものじゃないかと、こ

春季闘争の賃上げの先がけになるべきものではなくして、むしろ、今までに行なわれた春季闘争の最後の埋め合わせ、こういう趣旨で人事院が勧告したのでございまして、そういう趣旨をできるだけ国民一般に理解していただくということは、これを実施するにあつても、やはり政治的な措置として必要ではないかと、こう考えるのでございまして、これを尊重し、実施するにあたりましては、こういう点を一般にはつきりさせるための何らかの有効な具体的な策をも考えた上で決定する、こういうことが為政者としての当然の考え方でございます。こういう意味で私はこのことを理解いたしましたわけでございます。従つて、前回や前々回におけると同様、政府といたしましては、この勧告の尊重ということには変わりなき熱意を持つておることを申し上げたいと存じます。

○石山委員 あなたの前直な、公務員の給与というものは、民間給与よりおくれおる、むしろ、一年前の春闘の穴埋めを、今ごろようよう人事院が勧告しているのだという御理解は正しいと思ひます。このことは忘れていただ

いては困ります。あらゆる問題がそこから出ていかないと、財界で言つていふやうな不評のようになるだらう。財界ではどういふことを言つておるかと思ひます。こういうことを言つておるのです。たとえば一般の民間人には恩給がないじゃないか——年金制度とかそういうことを忘れて、恩給がないじゃないか、こういうことを言つて、税金で養われている公務員が、サービス機関であるにもかかわらず、生産機関を擁して一生懸命生産能力を上げて

生産性向上をやつておる一般民間の給与ベースの上に乗つておるの、性質上から見てもけしからぬじゃないか、人事院の勧告の体系というものを變えなければならぬ、あるいは人事院そのものに對してもいろいろな批判を行なつておるわけですが、こういう見解が行なわれておる中で、大臣が今言つておるやうなことを聞くと、公務員の諸君は非常に喜ぶだらうと私は思ふので、これはより以上に肩を持つていたのだ、という言ひ方でなくして、理解していただいたということに對して、私は喜びを感じるだらうと思ふのです。一般公務員の給与は、われわれは低いといふふうにいふものいろいろしゃべつておるのですが、大臣は就任されてから間が短いので、こまかい数字は御検討なさつていないのではないかと申すのですが、この財界の言、公務員の給与といふものは、民間の給与に引き比べて高いといふ、一方的、何ら資料も提供しないで言うこの言ひ方に對しては、あなたはどうかいふふうにお考えになりますか。

○大橋國務大臣 人事院の勧告が、各方面の調査に基づいて結論をいたしたのでございまして、この勧告の内容を尊重したいと思つております。従つて、民間と公務員との給与の比較については、同様に考える次第であります。

○石山委員 人事院は、今度の資料の一つとして、民間の給与の上昇率を一定出している。それには一三%と九%という二つの数字を出して、非常に微妙な数字なんです。一般から比べると一三%、しかしわれわれの計算によれば九・三%、こう言つておる。そして

最後に、今度の賃上げといひますか、勧告は七・一%、最終的には七・九%というふうな形で、今年度のベースは終了する、こういうふうな言ひ方をしているわけですが、これに關しては、政府が今とつておる金融引き締め政策に歩調を合わせたやり方だといふふうに、一般には非難を受けておるわけですね。人事院の立場といふものは、いふところの政府当局から離れた立場で問題を提起しているんだ、勧告をしていふんだ、こういうことは、法律の建前からいふと、法律で決まらぬ限り、財界では民間よりも高いと言つておる。しかし、給与を受け取る側、あるいは給与に關していろいろ研究している側から見れば、今度の人事院勧告といふものは、政治的な圧力が加つていて、日本のいわゆる不景氣といふものについて非常に政治的配慮を加えた勧告である、けしからぬ、こういうふうな論が出ておるわけでございますが、こういう比較論に對して大臣は今日どういふふうにお考えになつておられますか。

○大橋國務大臣 ただいま一三%あるいは九・三%といふことを仰せになりましたが、私は、この一三%といふのは、民間の賃金ベースが、昨年の民間賃金ベースに比べてまして一三%高くなつておる、こういうふうに一三%は読んでおります。それから九・三%は、この民間の給与ベースに比べて公務員の給与ベースは、今年四月現在で九・三%安くなつておる、こういうことを言つておるのでございまして、この一三%と九・三%は、ですから違つた事柄を示しておるのでございまして、あくまでも民間ベースとの比

候においては、公務員の給与ベースは九・三％低い、これが人事院勧告の趣旨であると思ひます。従つて、今回の人事院勧告におきましては、大体この民間ベースよりもおくれのおくれ九・三％を、できるだけ引き上げによつてカバーしたいという内容を持つておられるわけでございます。大体今回の勧告を實施し、かつ、昨年の十二月に勧告された暫定手当の改訂を實施いたしますという、ほぼ民間とおくれを取り返す程度になる、こういうふうな理解いたしております。

○石山委員 途中の議論は省きましよう。そうすると、人事院勧告は、大臣から見ると正当性が強く、承認されるというふうな理解してよろしうございましょうか。

○大橋國務大臣 人事院勧告の趣旨としては、これは大体平仄の合ったことを述べておられると思つております。○石山委員 大臣、趣旨とは何だ。その趣旨はいわく因縁があるのですか。趣旨の内容を説明して下さい。

○大橋國務大臣 人事院勧告は、民間ベースに比べて九・三％国家公務員の給与が低い。従つて、それをできるだけ埋めたい。そこで、勧告の引き上げ内容としたしましては、まず昨年の十二月の勧告であります暫定手当の引き上げ、これが約〇・三％ござい

ます。それから今回の引き上げがさしたるは七・九％でございますが、今後の昇給の引き上げその他等を考えまして、最後に昇給する人の昇給が数カ月おくれで昇給してくるようになりますが、それをも含めると、大体九％近く上がるわけでございますから、両方を加えますと、大体民間ベースに追いつくというところをねらつて、この勧告ができていと思ひます。だから、そういう趣旨では、この勧告は私は当たつていと思ひます。

○石山委員 そうすると、さつき、私、一番先に申し上げた、大平官房長官の表現の仕方と黒金官房長官の表現の仕方は少し違ふのだ、こう申し上げたけれども、あなたは、いやいや、そうじゃないのだ、人事院勧告を尊重することにおいては変わりはない、こうおっしゃつていただいているわけですか。そうすると、今あなたは、趣旨という言葉をいろいろ御説明になつておられるけれども、人事院勧告の要素というものは正しい、正しいものをば政府はどういう格好でこれを受けとめようとしておられるか。

○大橋國務大臣 政府はできるだけ早くこれを実施したいという考えを持つておられるわけでございます。

○石山委員 できるだけ早くという言葉は、世間では、去年のような格好で、しかもことは少しくどうもお金の突入りが悪い。だから、去年の十月ということも新聞では敏感に反映して、早くてもおそろく十月かなどという表現を持ったことを言つておられる新聞社もあるわけでございます。ですから、その意味では、政府も、大さっぱな意見はどこにあるのか、政府は一体この問題についての最終的な結論を幾日くらいいつころに出そうとしておられるか。これは予算との関係もあるわけでございますから、めどが立たぬければ公務員給与は実施不可能なわけでございます。いよいよ、予備費はきまつておるのでございまして、どうしてもこれは新しく予算に計上されなければなら

ない問題でございますから、担当大臣としては頭の痛い問題でありますけれども、急いで結論を出さなければならぬわけでございます。結論を出そうとしておられる、これは一体どこら辺に置いておられるのでしょうか。

○大橋國務大臣 私はできるだけ今国会中にもこの方針を決定いたしまして、公務員諸君にも気持ちよく仕事をしたい。こう思つておつたのでございまして、しかし、いろいろ大蔵当局等の意見を聞いてみますと、昨年の場合におきましては、年度初めからの租税の自然増収が非常に大幅にございまして、大体九月ごろに相当額の剰余財源を見込むことができた。従つて、早くにこの実施を決定することができたよう

でございます。ところが、本年度は、経済調整その他の影響もございまして、もちろん自然増収は出てはおりますけれども、昨年に比しますと非常に少ないようでございます。ことに最近の財界方面の景気の様子等につきましては、はつきりしためどが立ちかねる。そのために、今年度の剰余財源についての確な見込みをつけるためには、今年の九月の決算期の様子ももう少しわかるまで待つてもらいたい、こういうようなことを大蔵省としては申しておるわけでございます。何としても財源のめどにつきましては、大蔵当局の力を待つてはございせんので、なるべくすみやかに九月決算の様子を見当をつけていただくようにということだいたい待つておる状況でございます。

○石山委員 大蔵省の給与課長、去年の十二月の十四日でしたか、暫定手当が勧告されたのは、それで、あなたはここにきて盛んに反対したいなことを言つておられたわけですが、あれから何カ月たつたか、約九カ月近く日にちがたつておるわけですが、暫定手当の処理方法は十分に研究なさつておられるはずだ。これは増子さんもおいでになるの

ですが、あなたは猛烈な反対をなさつて、もうとつと支給されなければならぬのを今日まで延ばしたのは、私は大蔵当局だと思ふ。公務員諸君が恨むなら大蔵当局の会計課長をうんと恨め、こう言つておこうと思つたけれども、まだ言つておりません。九カ月もたつてまだ処理ができていないとすれば、恨まざるを得ない。処理方法はどいうふうになさつておられるのですか。

○平井政府委員 ただいま御質問の暫定手当の処理方法につきましては、その当時からしばしば大臣なり私も申しておりましたように、暫定手当の処理と申しますのは、いわば公務員の給与ベースに関連する問題でございますので、この八月の人事院勧告を待ちまして、その内容とあわせ考へて、同時に暫定手当の処理も実行したい、こういうふうな考へておる次第でございます。

○石山委員 それはどういう格好にするとかいうことは、大蔵省や総理府等はまだきめておらぬのですか。ただ〇・三％を処理するといふお考えだけで問題をきめておられるわけですか。

○平井政府委員 昨年以來政府も申し出ておりますように、暫定手当の整理自体につきましては、政府としても異議がないわけでございますが、ただ、先ほど申し上げましたように、給与ベースとも関連する問題であるので、ということで、今日まで延びておるわけ

でございますが、今回の人事院勧告におきまして、九・三％の対民間格差を計算されまして、それを埋める方法として、〇・三％分については暫定手当の処理というふうな形で出しておられるわけでございますので、当然私も同意いたしました。昨年度の勧告の線に沿ひまして、一般のベース・アップの処理とあわせてこの問題を処理いたして参るということにならうかと存じます。

○石山委員 この処理の仕方としては、あなたの方は、処理の仕方そのものについては不賛成ではないといふふうな言つておられる。給与全体の形において不賛成だといふことを考へる、こういうふうな申し述べをしては、それが、それではこの給与がきまれば、〇・三というものは、今年の正月から遡及してくれませんか。

○平井政府委員 もちろん、給与ベースについての考へ方が政府でまだきまつておりませんので、私も給与ベースとこのものを切り離してどうするかといふことについては、まだ検討はいたしておりません。ただ、常識的に申しますならば、給与ベースの勧告の實施と大体同時に實施することになるのではないかと、いふふうに考へておる次第でございます。

○石山委員 人事院の今度の勧告を見ると、大橋さん、これは何といつても、かなり財界の動き、政府の腹のうち等を考えた結果の苦心の策と私は見ている。人事院は勧告するたびにかなり苦勞をして出しているわけなんです。が、今回のように苦心のあとと歴然たる勧告の様式というものは最近見たことがないのです。財源がないといふことを

規模別の賃金の差が従来ある、そういうものは縮まっていくことが望ましい方向であるというふうに見ておられるわけであります。そういう点から申しまして、最近賃金の規模別格差が縮小してきておるといふことは、大へんけっこうなことだろと思っております。しかし、全体として国民経済に、それが全般的な物価上昇につながるような悪い問題が、ほかの点と一緒に起って参りますと、そういうことも結局長続きしないで、かえって逆行するおそれもあるわけでございますから、そこで、そういう逆行するような事態が起らないような、まあ、安定的に、コンスタントにそういう改善の状況が続いていくということが望ましいのではないかとこの考え方から、先ほどのようなことを申し上げたわけでございます。

○石山委員 約束の時間が過ぎましたから、これで質問を終わらざるを得ないと思ひますが、国会ももう終わりでございまして、当委員会でも正規に大橋大臣をお呼びしてお話しをする機会が、臨時国会中にはもうほとんど不可能なような状態でございます。ですから、これから休会中もお呼びして、いろいろこの勧告についての研究途上と申しますか、それをお聞きする機会があるだろうと思っておりますが、きょうの大臣は、初めてのこのあいつのせい、非常にいいことを、おおむねいいことをおっしゃっていただいているわけなんです。初めはみんないいことをやろうとして努力しておる。だけれども、なかなか――そのうしろに大蔵省の給与課長みたいな者がやはりいるのですよ。そうしていかさまなと

ころへこたわって、がんばり続けて問題を紛糾させている。こういう点は私は非常に残念だと思ひます。ですから、今大臣が考えていられる点を中心にして、一つ人事院の勧告の問題を、早急に実施方を踏み切るように御努力をしていただきたい、こういうふうに一応お願いを申し上げて、きょうは質問を打ち切りしたいと思います。

○受田委員 今の石山委員の質問に関連して、一言お尋ねいたします。大橋さんは給与担当国務大臣でいらっしゃるわけですが、その法的地位というものは別ない。これは閣議における承認事項というふうな形ですか、ちよつとあなたの御地位について御説明願ひたい。

○大橋国務大臣 これは、私は公的なものかどうかよく存じませんが、元来から申しますと、この公務員制度並びに公務員の給与の事務は、これは総理府の公務員制度調査室の仕事になっております。これは総務長官の所掌事項の一つになっております。従って、総務長官がこの問題についてお答え申し上げるのがよろしいのでございまして、現在の制度では、総務長官が国務大臣でないものでございまして、そこで国会の關係は、どうも国務大臣が出る、こういう御要求がございまして、そのうち、総理大臣が出るのが筋かもしれません。しかし、いろいろの關係上、総理大臣が始終出て御説明申し上げることも困難でございまして、そのことを私に特に総理大臣から命じられた、こういうわけだと思ひます。従って、私は、総理大臣の責任のもとにこの仕事について国会に出で、公務員の關係について申し上げ

る、こういう立場だと思っております。○受田委員 あなたは、総理大臣にかわつて、公務員制度、給与等については責任を持った政府の答弁をしていただけるお立場ですね。

○大橋国務大臣 総理大臣の、総理府の仕事に関する事務を私の責任で御答弁申し上げる、こういうことだと思ひます。

○受田委員 そうすると、あなたのお仕事の中には、総理府総務長官のお仕事以外の問題として、特別職のことは御所管になっていないわけですか。

○大橋国務大臣 直接の所掌事項にはなっていないのでございまして。○受田委員 それではあまり意味をなしませんね。一般職を対象にした給与担当の國務相、こういうことですね。

○大橋国務大臣 まあ、これはともとと法律上の厳格な制度ではございませうので、何か御用がございまして、また便宜お答えしたいと思ひます。

○受田委員 それでははなはだ心もとないですね。国務大臣ですからね。総務長官は国務大臣をもって充てることのできる規定があるわけですから、そうすれば、制度として、国務大臣をもって充てることのできる制度になっているのです。決して国務大臣をもって充てることができない制度ではないのです。制度は、あなたが、おっしゃったのと違つて、国務大臣をもって充てることができる総務長官の地位になっている。今現実に国務大臣になつていないだけで、国務大臣を総務長官にすればいいわけですね。

○大橋國務大臣 特別職の給与につき

ましては、直接には大蔵省の所掌事務になつてゐるようでございまして。しかし、総理府といたしましては、やはり一般職の給与と特別職の給与というものは、非常に関係の深い事務でございまして、総理府の事務としてはやはりこれを調整することが必要であると存じまして、その点につきましては、当然私が責任を負わなければならぬと存じます。

○受田委員 あなたは今、総理大臣にかわつて一般職に關係した責任をおとりになるわけですか。いまだに人事院総裁がいつまでもきまつていない。これはあなたに直接關係のあるお仕事になつてくると思ひます。人事院総裁を総理大臣がおきめにならなくても、ぼやぼやしておれば、あなたの方から、総裁を早くきめようじゃないかと責任者として申し上げて、そうして国会の承認手續をとって任命されるという、そういう順序を早くお進めにならないと、人事院の機構が、総裁が欠けたままで、人事官が一人欠けたままで長く運営されていくことは非常に不自然ですね。これはどうですか、人事院総裁がいつまでもきまらなないでいいのでございまして。何とか対策をお立てになる御用意があるのかどうか。

○大橋國務大臣 人事院総裁の任命手續は、これは総理府ではなくて内閣の仕事になつております。しかし、給与担当国務大臣いたしましては大いに関心を持つてゐるのでございまして、内閣に対してまして、できるだけすみやかに手續を進めていただくようにお願いいたしております。

○受田委員 それでは、今手續を進め

ているわけですね。これは人選等も一応腹案を持つて進めているわけですね。

○大橋國務大臣 そうでございまして。○受田委員 それでは、人選については、あなたの方でだれかれとお答え願ふこともできませんから、これだけで一応質問を終わります。

○永山委員長 この際、暫時休憩をいたします。

午後零時五十分休憩

〔休憩後は會議を開くに至らなかった〕